

○西南学院大学内部質保証推進体制及び手続に関する規程

2020年1月14日
制定

(趣旨)

第1条 この規程は、西南学院大学（以下「本学」という。）の内部質保証に関する基本方針に基づき、内部質保証推進のための体制及び手続に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において内部質保証とは、本学の理念・目的、教育目標及び各種方針の実現に向けて、教育研究をはじめとする本学の諸活動を適切に機能させ、それらが一定水準にあることを自らの責任で説明又は証明し、改善につなげる恒常的かつ継続的活動をいう。

(内部質保証の責務)

第3条 本学を構成する全ての組織及び教職員は、それぞれの業務について、内部質保証に努めなければならない。

(自己点検・評価の責務)

第4条 本学を構成する全ての組織及び教職員は、内部質保証を適切に行うために、それぞれの業務について、自己点検・評価を実施しなければならない。

2 本学の自己点検・評価は、全学点検評価委員会（以下「全学評価委員会」という。）が統括する。

(自己点検・評価の実施)

第5条 本学は、西南学院大学自己点検・評価規程（2012（平成24）年12月11日）及び西南学院大学自己点検・評価規程細則（2012（平成24）年12月11日）に基づき、自己点検・評価を実施する。

(内部質保証推進体制)

第6条 内部質保証の推進に責任を負う組織として、西南学院大学内部質保証推進委員会（以下「内部質保証委員会」という。）を置く。

2 内部質保証委員会は、全学評価委員会、教学マネジメント委員会、研究マネジメント委員会及び基本問題点検評価委員会（以下「基本問題評価委員会」という。）と連携し、本学の内部質保証を推進する。

3 各学部、各研究科、各部局は、教学マネジメント委員会、研究マネジメント委員会又は基本問題評価委員会の支援を受け、本学の理念・目的等の実現に向けて諸活動を展開する。

4 各学部、各研究科、各部局は、それらの諸活動が一定水準にあることを自らの責任で説明又は証明すべく恒常的かつ継続的に改善活動を行う。

(内部質保証委員会の目的)

第7条 内部質保証委員会は、自己点検・評価の適切性及び有効性について点検・評価し、その結果を部長会議に報告するとともに、それらの自己点検・評価がより内部質保証に資するものとなるための改善方針等を審議し、全学評価委員会に提言することを目的とする。

(内部質保証委員会の業務)

第8条 内部質保証委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 自己点検・評価の適切性及び有効性の点検及び評価
- (2) 自己点検・評価に係る改善方針の立案及び全学評価委員会への提言
- (3) 教学マネジメント委員会、研究マネジメント委員会及び基本問題評価委員会への支援

(4) その他本学の内部質保証に関する業務

(内部質保証委員会の構成)

第9条 内部質保証委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 副学長（総務担当）
- (2) 副学長（教育・研究担当）
- (3) 大学院学務部長
- (4) 大学事務長
- (5) 総合企画部長
- (6) 入試・国際・教育推進部事務部長
- (7) 学術支援部事務部長
- (8) 企画課長
- (9) 教育推進課長
- (10) 学術研究所事務室長
- (11) 大学院課長
- (12) 公益財団法人大学基準協会の評価委員経験者のうちから副学長（総務担当）が委嘱する者
- (13) その他本学の教職員のうちから副学長（総務担当）が委嘱する者

2 その他内部質保証委員会が必要と認めた場合は、構成員以外の出席を求めることができる。

(委員長及び副委員長)

第10条 内部質保証委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 内部質保証委員会の委員長は、副学長（総務担当）とする。

3 内部質保証委員会の副委員長は、大学事務長とする。

(委員の任期)

第11条 委員の任期は、当該役職の在任期間とする。ただし、第9条第1項第12号及び第13号に定める委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(内部質保証委員会の運営)

第12条 内部質保証委員会は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が議長となる。

2 内部質保証委員会は、第9条第1項各号に定める委員の過半数の出席をもって成立する。

3 内部質保証委員会の議事は、出席者の過半数をもって議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会に出席できない者は、委任状を提出することができる。

5 委任状は、出席者数に算入することができる。

(所管部署)

第13条 この規程に関する事務は、総合企画部企画課が所管する。

2 入試・国際・教育推進部教育推進課及び学術支援部学術研究所事務室は、支援部署として協力する。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、内部質保証委員会の議を経て、部長会議が処理する。この場合において、その実施には、学長の承認を得ることとする。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2021年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2023年4月1日から施行する。